

# 「市民自治によるまちづくり基本条例」 策定に向けた提言書

一宮市自治基本条例(仮称)を考える会



## はじめに

市民のみなさん、こんにちは。「一宮市自治基本条例(仮称)を考える会」の委員 33 人です。私たちが、この提言書の作成に携わるようになった、そもそもそのきっかけは、広報いちのみやの公募記事や、新聞の追加募集を報じる記事が目に留まったからです。

私たちに期待された任務は、まちづくりのルールである自治基本条例の「基本的な考え方」について、広く市民から意見をお聞きしながら提言書にまとめるというものでした。しかし、応募した委員の多くは、この作業について具体的にイメージできていませんでした。

集まった委員の多くは、ボランティア活動や町内会活動に携わった経験が有りましたので、汗を流すことは苦になりませんでしたが、まちづくりのルールを考えるという馴染みの薄いことに知恵を絞るのは、不安ばかりが先に立ちました。

そんな中にあっても、このような提言書をまとめられたことは、「三人寄れば文殊の知恵」のことわざどおり、一人では到底できそうにないことも、33 人が力を合わせたことによる驚くばかりの成果でした。

そして何よりも素晴らしいことは、委員一人ひとりの心の中に燃える“我が一宮を住み良いまちにしよう”という損得なしの素朴な炎が最後まで消えることがなかったことです。

この素晴らしい体験を通して、38 万市民一人ひとりが、互いに手と手を携えればどんな課題でも解決できるという確信を得たことは幸いでした。

ここで、この提言書をまとめるに至った背景についてご説明します。

私たちは、誰もが健康で安全に安心して暮らしたいと願っています。その役目を担っているのが行政（役所）です。私たち市民は税金を納め、その見返りとして行政（役所）にサービスの提供を求めてきました。

こうした中、少子高齢化の波は確実に我がまちにも押し寄せて来ていますし、百年に一度といわれる経済不況の嵐が吹き荒れています。このように、これまで経験したことがないような想定外の出来事が次から次へと私たちの身の回りに起こっています。

また、多様化・高度化した現在の市民ニーズに、公平性を第一とする行政では必ずしもすべてに対応できない状況も考えられます。

このような時代にあっては、これまでのように行行政（役所）に頼るだけでなく、私たち自身もまちづくりに加わることが大切となってきます。市民と議会、行政の三者が、それぞれの立場・役割を自覚し、まちづくりのために一緒に汗を流し、知恵を出し合えば、心と心が通じ合う素晴らしいまち“いちのみや”が実現できると確信します。

今こそ一人ひとりが、自らの足を一步前に踏み出す時ではないでしょうか。

「考える会」33 人の働きは、ほんの小さな一步に過ぎませんが、この提言書から自治基本条例が制定された日には、皆さんの大好きな一步につながることを祈念しつつ、本提言書をまとめるに当たってのご挨拶とさせていただきます。

会長 岩原 吉治

## 目 次

I 提言	.....	1
1 名称	.....	1
2 前文	.....	1
第1章 総則		
1項 目的	.....	2
2項 この条例の位置づけ	.....	2
3項 基本となる用語の定義	.....	2
4項 まちづくりの基本原則	.....	3
第2章 市民参加のまちづくり		
1項 市民の権利と責務	.....	4
2項 情報公開・共有	.....	5
3項 評価	.....	6
4項 参加の機会	.....	6
5項 総合計画によるまちづくり	.....	7
6項 意見・要望・苦情等	.....	7
7項 住民投票	.....	8
第3章 市民自治の仕組み		
1項 協働のまちづくり	.....	8
2項 まちづくりと地域活動団体	.....	9
3項 まちづくりとNPO	.....	9
4項 活動団体の支援・育成	.....	10
5項 地域づくり協議会	.....	11
第4章 市民のための議会		
1項 議会の役割・責務	.....	11
2項 情報公開	.....	12
3項 市民参加	.....	12
4項 議員の役割	.....	13
第5章 市民のための行政		
1項 市長の役割・責務	.....	13
2項 執行機関の役割・責務	.....	13
3項 職員の役割・責務	.....	14
4項 財政運営	.....	14
第6章 実効性の確保		
1項 評価のための市民委員会	.....	15
2項 条例の見直し	.....	15
II 考える会 委員の思い	.....	16

# I 提言

## 1 名称

### 【提言】

- 「**市民自治によるまちづくり基本条例**」とします。

### 【提言の理由】

- ①提案の名称のほか、市民参加を重視する観点から「まちづくり基本条例」とする意見が多数ありました。これは、市民が中心となりより身近な問題を行政に頼ることなく、あるいは議会・行政とともに「まちづくり」をするという市民主体の「思い」を表わそうという意見です。
- ②一方、「一宮市自治基本条例」とする意見もありました。この条例が、他の条例や議会ならびに行政の行動に規範性をもち、市民・議会・行政の協働の仕組みづくりを重視する名称がよいという意見です。
- ③これら両者の特長を含み、かつ、名称のみでこの条例策定の趣旨を市民に伝えることができるものとして、この名称を提案します。
- ④なお、この名称案では「一宮市」が入らないことになりますが、一宮市は自明であり、名称に入れる必要はないと考えました。

## 2 前文

### 【提言】

- ①一宮市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、未来に向けた新しいまちづくりを進めるために、条例制定の理由と、基本的な理念の記述が必要です。
- ②歴史・文化・地理的なキーワードとして、一宮の名前の由来、木曽川、織維産業などが挙げられます。
- ③条例制定の理由を表すキーワードとして、地方分権や少子高齢化の進行、市民自治意識の高揚、などが挙げられます。
- ④条例制定の基本的な理念を表すキーワードとして、市民一人ひとりの主体性、市民自治、市民参加、協働、情報共有などが挙げられます。
- ⑤また、一宮市民憲章を尊重する旨の記述が必要です。

# 第1章 総則

## 1項 目的

### 【提言】

- ①「市民自治によるまちづくり基本条例」（以下、「この条例」と表記）は、住みよいまちの実現を図るために、市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにします。
- ②市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定めます。
- ③さらに、そのために必要な議会や行政の役割と責務を明らかにします。

### 【提言の理由】

- ①まちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域に起こる問題に気づき、解決するために行動を起こすことが大切です。
- ②また、市民が主体となってまちづくりを行うためには、議会や行政の新たな役割と責務を明確にする必要があります。

## 2項 この条例の位置づけ

### 【提言】

- この条例は一宮市の最高規範とします。他の条例、規則等の制定・改廃及び運用に当たっては、この条例の条文及び趣旨を踏まえ、この条例との整合性を図ります。

### 【提言の理由】

- この条例を最高規範とするには、現在の法体系では難しい点がありますが、他の条例の見直し・運用、市全体の条例の体系化、市民委員会による監視などで、最高規範性を実質的に担保していく必要があります。

## 3項 基本となる用語

### 【提言】

以下の用語は、一般の定義と異なる場合もありますが、提言では以下のように定義します。

(市民自治)

- ①市民自治とは、まちをよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことをいいます。具体的には、まちをよくすることに興味や関心を持つこと、友人や近所の人と意見交換すること、市長や市会議員や町会長などを選出すること、町内会やNPOでまちづくり活動を応援したり参加したりすることなどです。

(まちづくり)

② まちづくりとは、かたちとして目に見えるもの（道路・建物・下水道・公園・広場など）や、かたちとして目に見えないもの（伝統・文化・歴史・産業・教育・自然・人と人のつながり・心と心のふれあいなど）、市民の暮らしを支える全てのものをより良くしていく持続的な活動をいいます。

(市民)

③ 市民とは、まちづくりの担い手として、「一宮市に属しているという意識を持っている者」で、具体的には市内に住所を持っている者、学生などの住民票を有しないが市内に居住する者、市内で就業する者、市内で就学する者、市内で活動する者、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体をいいます。

(地域活動団体)

④ 地域活動団体とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする住民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の諸課題の解決に取り組む団体をいいます。

(N P O)

⑤ N P Oとは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」、「ホタルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織（法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など）をいいます。

(活動団体)

⑥ 活動団体とは、まちづくりのために活動するすべての組織で、具体的には地域活動団体、N P Oをはじめ、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体などの総称をいいます。

#### 4項 まちづくりの基本原則

**【提言】**

市民が主人公となってまちづくりを進めるための基本原則を次の5つとします。

**(市民自治の原則)**

① 市民自治がまちづくりの基本であること。

**(参加の原則)**

② 市民参加が保障されること。

**(協働の原則)**

③ 市民・議会・行政の基本的な関係は対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。

**(情報共有の原則)**

④ まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること。

**(効率性の原則)**

⑤ まちづくりは効率的・効果的に行われること。

**【提言の理由】**

- ① 市民は地域に起る諸課題の解決に向けて行動し、市民自治を実現するために、自ら主体的に動いたり、提言することが望まれます。
- ② 現状では思いのある市民の活動や発言が尊重されない場合がみられます。
- ③ また、経済的な事情、障害などにより、まちづくりの活動に参加したいと思っても参加できないケースがありますが、一人ひとりの人権が尊重され、参加の権利がきちんと保障される必要があります。
- ④ 市民・議会・行政がその立場や特性を生かし、それぞれを補完しながら地域の課題解決を図る必要があります。
- ⑤ 現時点でも情報公開の仕組みはありますが、十分に活用されていない現状があります。市民が自ら判断・行動し、市民自治を進めるためには、さらなる情報公開が行われ、説明責任が果たされる必要があります。
- ⑥ また、協働によるまちづくりを進めるためには、議会や行政の情報を市民に提供するだけではなく、市民の持っている情報や能力を共有する必要があります。

## 第2章 市民参加のまちづくり

### 1項 市民の権利と責務

**【提言】**

**(市民の権利)**

- ① 市民は、まちづくりに参加する基本的な権利があり、その機会を均等に有します。
- ② 市民は、まちづくりや税金の使い方に関して議会、行政が保有する情報の提供を受けたり、自ら取得したりする権利があります。特に市民生活に重大な影響を与える決定や、一定規模以上の事業については、計画段階から知る権利があります。

- ③未成年者は、まちづくりに参加する権利を有します。ただし、強制されることはありません。
- ④市民によるまちづくり活動は、自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。
- ⑤まちづくりに興味があっても参加する時間がない市民にも、意思を表明できる機会が保障されます。

(市民の責務)

- ⑥市民は、まちづくりに参加する責務があります。ただし、参加しなかったことに対する不利益を被りません。
- ⑦活動団体は、情報を市民に積極的に公開していく責務があります。特に助成金や補助金、寄付などを得た団体はその用途及び活動結果について公開する責務があります。
- ⑧「市民が選ぶ市民活動支援制度」は、市民が市民の自主的な活動を支える仕組みの一例であり、まちづくりを進めるために大変重要です。市民・活動団体・行政などが協力してこのような仕組みを盛り上げていくことが重要です。

【提言の理由】

- ①従来、まちづくりは行政が主体となり、市民はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、この条例で改めて市民には、まちづくりに参加する権利と責務があることを明確にしました。
- ②次世代を担う未成年者が、まちづくりに関心を持ち責任を持って活動するようになることが望れます。

## 2項 情報公開・共有

【提言】

- ①行政や議会が保有する情報は、市民との共有財産であり、市民に積極的に公開される必要があります。また、情報を公開する範囲はあらかじめ決めておき、意図的な公開にならないようにします。
- ②情報公開の対象は、第三セクター、市の関連法人など、市が最終的に責任を負う組織全てとします。
- ③まちづくりを有効に進めるために、行政からの情報を市民に提供するだけではなく、市民の持っている情報や能力を市民・議会・行政で共有します。
- ④市民・議会・行政は、まちづくりの計画の立案・実施・評価の各段階において、相互に情報を共有します。

## 【提言の理由】

- ① 情報公開が進むことで、市民のまちづくりに対する意識や、市政に対する関心が高まることが期待できます。また、市政の透明性を確保することにもつながります。
- ② 情報には行政が自ら進んで提供するものと市民から請求されて出すものとあります  
が、いずれかにかかわらず、適切に公開される必要があります。

## 3項 評価

### 【提言】

(評価の内容・目的)

- ① 将来の政策立案などに役立て、よりよいまちづくりにつなげるために、行政が事業を実施した結果、良くなつたこと、逆に悪くなつたこと、費用対効果等を評価、検証することが必要です。
- ② 市民が行政や議会の活動を市民の視点で評価できる仕組みが必要です。評価の対象となるのは行政が行う事業（費用対効果・達成状況・成果など）や、市の財政状況、議会活動などです。評価を行うのは市民の権利であり責務です。
- ③ 活動団体で市民一人ひとりの意見を集約して行政に届けるような仕組みが必要です。
- ④ 特に評価が必要なものは、合併などの市民生活への影響が大きい政策決定や、初期投資の大きい事業、維持管理費等、継続的な支出が大きい事業などです。
- ⑤ 活動団体の活動も、応援する基盤をつくるという趣旨で評価の対象になります。  
ただし、個人の自発性を重んじるボランティア活動は評価になじみません。

(評価の主体)

- ⑥ 市民一人ひとり、活動団体、第三者機関（市民オンブズマン、この条例の評価のための市民委員会、総合計画推進市民会議など）が、外部評価を行います。

### 【提言の理由】

- ① 行政の施策に対しては、市民と議会が補い合いながらチェックしていくことが重要です。
- ② 市民による評価を行う際、個人の評価のまま行政に提出するのでは反映されないことが考えられるため、意見を集約する仕組みが必要です。
- ③ 市民がより参加しやすい評価とするために、事業に一定の監視期間を設けたり、地域ごとの評価を行うなどの工夫が考えられます。

## 4項 参加の機会

### 【提言】

- ① 行政は、策定する計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい機会を提供します。
- ② 地域活動団体やNPOなどは、市民が気軽にまちづくりに参加できる機会を提供します。
- ③ 地域における声かけや、活動団体への寄付など、直接参加しない活動も大切なものと位置づけます。
- ④ 行政が運営する「市民が選ぶ市民活動支援制度」の他に、民間が運営する、市民がまちづくりを資金面で支援する仕組みが必要です。
- ⑤ 市民や行政は、未成年者のまちづくりへの参加を促すために、未成年者が個人で、親子で、学校を通じて、参加できる機会を提供します。

### 【提言の理由】

- ① 地域活動団体のような問題解決の仕組みがありながら、きちんと機能していない状況もあり、機能するように市民が参加することが望されます。
- ② 現状では活動団体や行政が参加する場を用意しても、参加する市民は少ないので現状です。市民に伝える仕組みや手法の改善が望されます。

## 5項 総合計画によるまちづくり

### 【提言】

- ① まちづくりを進めるために、総合計画を策定します。
- ② 総合計画を、この条例で定められている5つの原則（市民自治の原則、参加の原則、協働の原則、情報共有の原則、効率性の原則）を踏まえて作成します。
- ③ 総合計画の策定や見直しを、広く市民が参加して行います。
- ④ 総合計画の実施段階では、広く市民が参加して評価、監視し、そのための仕組みや組織を設けます。

### 【提言の理由】

- 第6次総合計画の策定では市民参加が進められ、市民の意見が採り入れられるようになりましたが、さらに市民参加をすすめ、市民の意見などが反映され、市民の理解を得られる計画策定が求められています。

## 6項 意見・要望・苦情等

### 【提言】

- ① 意見・要望・苦情等は、まちづくりを進めるための市民の貴重な生の声であり、市民・議会・行政はそれを反映し、まちづくりに活かします。

- ② 行政は、市民から意見・要望・苦情等があったとき、速やかに事実関係を調査し、誠実に応えます。
- ③ 行政は、相談窓口を一本化して対応し、たらい回しを行いません。

【提言の理由】

- ① 意見・要望・苦情等が単なる行政に対するクレームと受け止められている現状を改める必要があります。
- ② 従来行政は縦割り組織のため、市民にとっては意見、要望、苦情等の窓口がよくわからずたらい回しされるなど、対応が悪い場合がありました。

## 7項 住民投票

【提言】

- ① 住民投票は、議会による間接民主主義制度を補完するため、また住民の総意を把握するためにも有効であり、住民投票制度に関する独自条例の制定を望みます。
- ② 住民投票の投票権を有する者は、行政に係る重要な事項について、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を請求することができます。
- ③ 住民投票の投票権を有する者による連署が 50 分の 1 以上となるときは、市長は意見を付けてこれを市議会に付議します。ただし 10 分の 1 以上の請求があった場合は、市長は議会を通さずに住民投票を実施します。
- ④ 住民投票の結果を、議会及び市長は最大限尊重することが求められます。

【提言の理由】

- ① 市長においては市の重要事項について市民全体の意見を聞くことが大切であり、また市民においてもその意思を表す機会が必要です。
- ② 他の自治体の例では、住民投票の結果を市長や議会が否定する場合も少なくありません。住民投票の結果と市長や議会の判断のどちらが優先されるかは難しい問題だと思われますが、最大限尊重してもらうことが必要だと考えます。
- ③ 住民投票の投票権を有する者の資格として、年齢・国籍などをどのように定義するか、住民投票の成立・不成立をどのように定義するかなど、制度の詳細については市民を交えた議論を経て、条例として定める必要があります。

## 第3章 市民自治の仕組み

### 1項 協働のまちづくり

【提言】

- ① 市民、地域活動団体、NPO、議会、行政等が対等な立場に立ち、相手を尊重し

ながら協力してまちづくりを行います。

- ② 協働でまちづくりを行うためには、それぞれが自助、互助、共助、自制の精神を持つっている必要があります。

【提言の理由】

- 協働でまちづくりを行うことで、活動の相乗効果や市民自治が向上することが期待できます。

## 2項 まちづくりと地域活動団体

【提言】

(位置づけ)

- ① 全住民が構成メンバーである地域活動団体は、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます。
- ② 20~30世帯の単位をまちづくりの重要な担い手として位置づけ、その活動を町内会・連区によるまちづくりに発展させます。

(責務)

- ③ 地域活動団体は、まちづくりに主体的・能動的に取り組み、行政と協働して、地域の意思を反映し地域課題の解決を図ります。
- ④ 地域活動団体は、住民の身近な話し合いから課題を抽出し、まちづくり活動に反映させていきます。
- ⑤ 地域活動団体は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行います。
- ⑥ 地域活動団体は、住民が参加しやすいように活動を行います。
- ⑦ 地域活動団体は、若い人とともに活動を行い、次世代の担い手を育てます。
- ⑧ 住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加し協力します。
- ⑨ 行政は、地域活動団体がその機能・役割を十分發揮できるように、必要な施策を講じなければなりません。

【提言の理由】

- ① 地域活動団体は、住民の意思を反映する地域代表性を有し、地域に起った問題全てに横断的に関わることができたり、向こう三軒両隣のつながりを作ることができたりといった、NPOや行政にはない特長があります。
- ② 地域活動団体の活動は、前年を踏襲しようという傾向が強く、そうした状況を住民の側も当たり前としてしまっている現実があります。老若男女を問わず、住民の意見をよく聞き、民主的な運営がなされることが重要です。

### 3項 まちづくりとNPO

#### 【提言】

(位置づけ)

- ① 市民の自発性・自主性を基本とし、専門性や得意分野を有する **NPO** は、まちづくりに欠くことのできない存在で、これを **まちづくりの主体** として位置づけます。

(責務)

- ② NPO は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりにつながっているという意識を持ち、活動を市民に開き、団体相互の連携を持ち、課題に取り組み解決を図ります。
- ③ NPO は、市民が参加しやすいように活動を行います。
- ④ **NPO は、若い人とともに活動を行い、次世代の担い手を育てます。**
- ⑤ 市民は、まちづくりにおける重要な担い手として NPO の役割を認識し、尊重するとともに、積極的に参加し行動します。
- ⑥ 市民・行政は、NPO の活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて活動場所の提供・活動経費の援助、広報支援、その他の支援を行います。

#### 【提言の理由】

- NPO は、制度がなかつたり、隙間となっている地域の課題に対して先駆的・専門的に取り組むことができるといった、地域活動団体や行政にはない特長があります。

### 4項 活動団体の支援・育成

#### 【提言】

- ① **市民・行政は、活動団体が発足しやすく、活動が活発にできるよう、環境整備を行います。**
- ② 行政は、活動団体のニーズをよく把握し、自主性や自立性を損ねるような支援とならないよう留意します。
- ③ 行政は、市民に対してまちづくりを進めるための学習の機会を提供し、人材を養成します。

#### 【提言の理由】

- ① 行政は、市民に対して、「自分たちの住む地域は自分たちで良くしていく」という意識を高めることと、「何ができるか」について考える機会を提供するために、人材養成研修や講座を行う必要があります。
- ② 人材研修を実施することで、意欲のある人を発掘し、活動するための能力を向上させることができます。また、参加者同士でコミュニケーションがとれ、それぞれが所属する団体の活動内容を理解することができます。

## 5項 地域づくり協議会

### 【提言】

(設置)

- ① 地域の意思を反映し、住民が自主的・自立的に身近な地域課題の解決を図ることのできる仕組みとして、地域づくり協議会を住民自ら設置することができます。
- ② 地域づくり協議会は、原則として一連区に一つ設置します。
- ③ 地域づくり協議会の構成員は、その連区に居住する個人またはその連区で活動する団体・事業所などとします。

(役割と責務)

- ④ 地域づくり協議会は、地域の住民の意見や要望等をまちづくりの活動に反映させ、地域の課題解決に自ら積極的に取り組みます。また、地域の住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成や、地域資源を有効活用します。
- ⑤ 地域づくり協議会は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行います。特に役員は民主的に選出します。
- ⑥ 住民は、地域づくり協議会の取り組みに積極的に参加します。
- ⑦ 行政は、地域住民の身近な課題の解決は、地域づくり協議会に委ねることを基本とします。また、地域づくり協議会との間で適切に役割を分担するとともに、地域づくり協議会の自主性及び自立性が十分に發揮されるよう配慮します。
- ⑧ 行政は、地域づくり協議会の設立と運営にあたって、必要な支援を行います。

### 【提言の理由】

- ① 各地域の特色を生かした住民自治を進めるためには、全市一律ではなく、地域ごとで課題を自ら設定でき、解決に取り組むことができる仕組みが必要です。
- ② 町内会で解決できることは町内会で、できないことを地域づくり協議会で、さらにできないことを行政が行うという補完的な関係にあります。
- ③ すでに西成連区地域づくり協議会が発足しており、その成果と課題を見ながら柔軟に仕組みを変えていく必要があります。

## 第4章 市民のための議会

### 1項 議会の役割・責務

#### 【提言】

- ① 議会は、法令で定められた有権者により選出された議員によって構成される、市の意思決定機関です。
- ② 議会は、市の重要な事項を議決する権限、並びに市の執行機関に対し監視及びけん制

し評価する権限を有します。

- ③議会は、市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報の公開を図り、より市民に開かれた運営を行います。
- ④議会は、調査活動等を行い、政策立案や政策提言を積極的に行います。
- ⑤より開かれ、活性化した議会運営を行うため、議会基本条例の制定を望みます。

#### 【提言の理由】

○議会基本条例は近隣の自治体でも策定が進められています。この条例で盛り込むべきことは基本的な事項にとどめ、議会のあるべき姿を議会自ら議論し、改革につなげてもらいたいと考えています。

### 2項 情報公開

#### 【提言】

- ①議会は、本会議、委員会等の会議を公開し、審議経過や議決の内容を積極的に公表し、開かれた運営を行います。
- ②議会は、傍聴しやすいような日や時間を自ら設定する等、市民に開かれた議会運営をします。
- ③議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすために、定例議会が終了する毎に、議会報告会の開催と議会便りの発行を行います。

#### 【提言の理由】

- ①議会の情報公開は、現状では広報・インターネットなどに限定されており、さらに情報提供に努める必要があります。
- ②なお、ケーブルテレビを使った議会の生中継があるとよい、という意見もありました。

### 3項 市民参加

#### 【提言】

- ①議会は、市民が提出する請願及び陳情等を審議する際、本会議もしくは委員会において、提案者等が意見を述べる機会を設けます。
- ②議会は、市民・地域活動団体・NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。
- ③議会は、会期中・閉会中を問わず、市民の意見を直接聞くことができる議会主催の意見交換会を設置するなど、市民が議会の活動に参加できるようにします。

#### 【提言の理由】

- ①市民が議会に対して提言や意見を出しやすい環境が整えば、市民の市政に対する関

心も高まり、市民参加の推進につながると考えられます。

- ② 市民の声が反映するように、意見や提言等を提出できる総合的な窓口の整備などの工夫が必要です。

#### 4項 議員の役割

##### 【提言】

- ① 議員は、議員相互間の自由な討議を大切にします。
- ② 議員は、自己の見識を高めるため自己研さんし、誠実に責務を遂行し、市民の代表者としてふさわしい活動をします。
- ③ 議員は、個別的な事案の解決だけでなく市民全体の福祉の向上を目指して活動します。
- ④ 議員は、市民との意見交換を行います。

##### 【提言の理由】

- 議員は選挙で選ばれた代表者として、市民に対してその活動を報告し、または説明・対話する責務があります。

### 第5章 市民のための行政

#### 1項 市長の役割・責務

##### 【提言】

- ① 市長は、全市民の目線に立った行政を執行する責任と義務があります。また、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全財政を図り、効果的・効率的に質の高い事業を行います。
- ② 市長は、環境変化に対応できるように、市の執行機関の組織を柔軟に改めるとともに、職員の人員配置・研修・出向など職務能力の向上を図り、行政を統括します
- ③ 市長は、議会との関係において互いの「なれ合い」「対立」を回避し、議会に情報と政策研究・審議に必要な時間を提供し、緊密で緊張ある関係を保ち市政運営を行います。

#### 2項 執行機関の役割・責務

##### 【提言】

- ① 市の執行機関は、公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に行政活動を実施します。
- ② 市の執行機関は、市民のニーズを的確に把握するとともに、議会と連携し、常に市民の立場に立った行政活動を行います。

- ③市の執行機関は、国・県との連携を進め、地方分権を進めていくためにも、自立に向けて改革を推進します。

### 3項 職員の役割・責務

#### 【提言】

- ①職員は、まちづくりの主体が市民であることを理解し、市民と共にまちをつくる意欲をもって職務にあたります。
- ②職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民の立場に立って、質の高いサービスの提供を行います。
- ③職員は、執行機関の一員として政策課題に適切に対応していくため、自己研さんに努めます。

#### 【提言の理由】

- ①市民は、職員に対して、全体の奉仕者であるという心構えがあり、市民の目線に立って考え、行動できる人を望んでいます。
- ②職員の能力向上は、市民サービスに還元されるため大変重要です。

### 4項 財政運営

#### 【提言】

- ①市長は、費用に比して効果の高いより効率的な財政運営を行います。また財政環境の変化に耐えうる持続可能な、より健全な財政を確立します。
- ②市長は、市財政基盤の維持、強化（収入増と支出の抑制につながる施策）を考慮し財政運営を行います。
- ③市長は、財政状態の現状とその予測を市民に分かりやすく公開、説明します。

#### 【提言の理由】

- ①財政は、現在および将来のあらゆる行政施策の基盤であることから、政策の選択以前の重要な問題です。
- ②各年度の財政運営において、借入金を極力抑制し債務の増加を防止し、後世代の市民に過大な負担を転嫁しないことが重要です。

## 第6章 実効性の確保

### 1項 評価のための市民委員会

#### 【提言】

(設置)

- ① この条例が、市民や議会、行政などによって遵守、活用され、その実効性を確保する仕組みとして、「評価のための市民委員会」（以下、「委員会」と表記）を設置します。
- ② 委員会には、公募による市民が参加します。

(役割と責務)

- ③ 委員会は、既存の、また新しく制定する条例、その他規則がこの条例と整合性があるかをチェックします。
- ④ 委員会は、この条例制定後に、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうか市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表していきます。
- ⑤ 委員会は、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。

#### 【提言の理由】

- 委員会の設置や役割については方針だけを示しました。具体的な機能、役割などについてこの条例制定後に具体的に検討する必要があります。

### 2項 条例の見直し

#### 【提言】

- この条例を常により良いものにするために、適宜、見直し改定する必要があります。長くとも4年をめどに、この条例の全体を、制定時と同じように市民が参加し見直します。

#### 【提言の理由】

- 地方分権の進展など地方自治を取り巻く環境や、市民生活、財政状況などの社会、経済情勢の変化に対応するためには適宜の見直しが必要です。

## II 考える会委員の思い

市民自らは「市の将来像」を創造する一歩  
作りに参画できれば有意義である反面業務の重さ  
を痛感され。 清井武

当面は努力で「トイ捨てゴミ対応」に注力する様  
泉館昭助

汗は自分で、手柄は人に。 岩瀬

私が答える方に参加しないと、新聞の募集記事を読んだことからです。  
一人歩は小さくですが、合計歩は大きな歩、大歩には変わります。  
ご一緒に一步を踏み出しませう。 岩原吉治

「一宮に住んでいる自分」を再認識吧。 大鳥  
吉敏

子供達が安全に暮らせるまち、若者が生き生きと活動できるまち  
市民全てが健康で幸せに暮らせるまち、そんな素晴らしいまち  
「一宮市」にする事を願います。 岡田信子

今回委員に下り、まちづくりに参加出来ました。又連長、公民館長さんの御協  
力で徳澤山の方々がアンケートに協力してくれました。まちづくりに参加してみて  
まして、これから古町内の方々と共にまちづくりの発展に努めたいと思ってます。 加藤房美

新一宮市38万人の市民一人ひとりが「お互いに理解し合って共に助け合つたために住み易い・安心・安全なまちの一宮市を」という願いから参加しました。身障者 木村義和子

まちづくりのルールは何か？少子高齢化、経済不況の波は確実に私たちの身に起こっています。時間とつがい、じとじた、提言書から（一宮市自治基本条例）が制定された時、安心・安全のまちになります。坂井智津子

市民が主人公となったまちづくりをすすめるよりどころとなる「市民自治によるまちづくり基本条例」の提言書をまとめることがでらはつとしています。この条例をいかし、住んでよかつたといえる一宮になることを願っています。（柴田伸治）

少しでもお役に立てることが無いかと考えて参加しました。  
一喜のことを真剣に考えて取り組みました。清水サ子

住みよいまちづくりのトゥールとして、市民が考えた「市民自治によるまちづくり基本条例」。整合性を一層深くし、見直しに機を逸さず、市民の総意で行政の最高規範に育てたい。鈴木節子

よりよいまちづくりのため、より住み易い一宮市ため、この提言書  
が生きられる事を望みます。

鈴木義一。

市民ひとりひとりが「私に何が出来るか」という意識をもとう 関谷

防犯を中心に安心安全なまちづくりを考えていたのが、  
自治基本条例のつくり方を論じたところ、市民自治の  
仕組みと議会を担当した方が参考席でした。瀬戸ア保

市民全員と、市(行政)、議会(議員)の皆が、手を携えて、  
一宮市の未来を作りましょう。(委員)羽月橋 修二

社会全体が、右肩上がりの時代には、こんなことを提言する必要はなかった。  
社会全体のペイが小さくなった現代社会では、こういう条例も、必要なものだと思います。  
あと骨抜きされずに、正式に条例化されることを、強く願います。 高枝 裕

私たちのまち一宮が 健全かつ 穏かで 安い、安全なまちにする  
事を祈ってルールブックに参加しました。 委員33人の一人ひとり  
がお互いに新兵は次の人に点火される事を願っています。 服部かず子

一宮市住民、あれこれ意見を語る中、基本をしっかり  
いふが、どうかが、内や外の どの辺際、二本線/公私を強調して  
下さる。 花木 香代子

一宮市民との私の一步一歩 山手町の一步が 二つの形で足跡を残  
ります。 とてもうれしく思います 林 真

少子高齢化、医療、内閣、町の衰退化等、社会不安要素の  
多い中、外観ではなく中味が伴った活力ある、安全、安心  
に住みやすい一宮市にする事を願っています。 仲高行

考る会で、目的とされながら、互いに思いを交わし又意見を粘り止めて  
自前の提言を成文化できました。成道けん感と共に、今後市民の間心  
が深まる方策が求められると思います。 幸井 しつ

私は基本条例がこれからもつかいこなせないで しかし私はそれを合せて  
正直な物です。議会の先生が市役所の方々市民のために一宮市も明るい町になる  
ように私は出来て自治基本条例でねどよく頑張り 水野 重男

まちを支えるくみがダイナミックに変革するのを予感します。気がついた市民がやる  
ことからすぐ実行にうつすニルが大切です。“くらし良い説りのまち”を共通の目標  
とする限り、多少の振れやズレは許し合える。それが市民活動の強みです。(安井聰太郎)